

服飾文化研究助成規定の一部改正について

(現行) 審査委員会

第 7 条 審査委員会は、委員長1名、副委員長1名、その他の審査委員 3 名で構成する。委員は理事より選出し、理事会での承認を経て決定する。

(改正案)

第 7 条 審査委員会は、委員長1名、副委員長1名、その他の審査委員 3 名で構成する。委員は理事または会員の理事経験者より選出し、理事会での承認を経て決定する。

(現行) 助成研究の成果発表

第 17 条 助成研究の成果は、研究期間中又は終了後に、服飾文化学会大会で発表しなければならない。また、研究実施者は、学会や学術雑誌等で発表するときは、本会の研究助成を受けて実施した旨を明示するものとする。

(改正案)

第 17 条 助成研究の成果は、研究期間中又は終了後に、服飾文化学会大会あるいは論文発表会(学生のみ対象)で発表しなければならない。また、研究実施者は、学会や学術雑誌等で発表するときは、本会の研究助成を受けて実施した旨を明示するものとする。

本規定は、2025（令和 7）年 5 月 18 日から施行する。